

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第一条関係)	1
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(第二条関係)	3

改正案

現行

別表（第十七条関係）

別表（第十七条関係）

七 一	六	五	一 ～ 四	技  術	外国
(略)	(二)～(五) (略) (六) 被覆したセラミックの複合材料 の設計又は製造に係る技術であつて 、経済産業省令で定めるもの (一) 及び (三) に掲げるものを除く。	(二)～(七) (略) (八) 電波若しくは赤外線 の吸収材又は導電性高分子 の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄に掲げるものを除く。	(略)	(略)	(略)

七 一	六	五	一 ～ 四	技  術	外国
(略)	(二)～(五) (略) (新設)	(二)～(七) (略) (八) 電波の吸収材又は導電性高分子 の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (四)の項の中欄 に掲げるものを除く。	(略)	(略)	(略)

六

六

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	（略）	（略）	地域
二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（四十八）（略） （四十九） 水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒 （五十）～（五十二）（略）	（略）	（略）
三～四	（略）	（略）	（略）
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十八）（略） （十九） ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン、ニトログアニジン又	（略）	（略）

一	（略）	（略）	地域
二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（四十八）（略） （四十九） 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒 （五十）～（五十二）（略）	（略）	（略）
三～四	（略）	（略）	（略）
五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（十八）（略） （十九） ほう素若しくはその混合物、ほう素合金若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン	（略）	（略）

八 一	七	六	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十五の二) (略) (十五の三) 極低温用に設計した冷却装置又はその部分品 (十六) ～ (二十三) (略) (二十四) シリコン又はゲルマニウムのふつ化物、水素化物又は塩化物 (二十五) シリコン、シリコンの酸化物、ゲルマニウム若しくはゲルマニウムの酸化物又はこれらの基板(十八)及び(二十三)に掲げるものを除く。)若しくはインゴット、ブールその他のプリフォーム	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (九) (略) (十) 積層造形用の装置又はその部分品	は五ふつ化よう素(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)	

八 一	七	六	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十五の二) (略) (新設) (十六) ～ (二十三) (略) (新設) (新設)	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (九) (略) (新設)	(二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)	

六

六